

リース契約書（案）

物件及び数量 輸液ポンプ・シリンジポンプ 一式
(別記1「物件内訳」のとおり)
契 約 金 額 金 _____ 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 _____ 円)
納 入 場 所 公立大学法人福島県立医科大学会津医療センターが指定する場所
(福島県会津若松市河東町谷沢字前田21番地2)
契 約 保 証 金

上記について、「公立大学法人福島県立医科大学」(以下「甲」という。)と「 _____ 」
(以下「乙」という。)とは、次の各条項によりリース契約を締結する。

(リース契約)

第1条 乙は、甲が指定する頭書の物件(以下「物件」という。)を買受け、頭書の契約金額をもって次条に定める期間中に甲に物件をリースするものとする。

(リース期間)

第2条 リース期間は、令和8年10月1日から令和13年9月30日までの60箇月とする。

(リース料)

第3条 甲が、乙に支払う月別リース料は、金 _____ 円(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額の額金 _____ 円)とする。

2 甲が乙に支払うリース料の年度別支払額は、次のとおりとする。

- 一 令和8年度 金 _____ 円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額の額金 _____ 円)
- 二 令和9年度 金 _____ 円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額の額金 _____ 円)
- 三 令和10年度 金 _____ 円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額の額金 _____ 円)
- 四 令和11年度 金 _____ 円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額の額金 _____ 円)
- 五 令和12年度 金 _____ 円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額の額金 _____ 円)
- 六 令和13年度 金 _____ 円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額の額金 _____ 円)

3 経済情勢の著しい変動及びその他やむを得ない事由によりリース料の改定を要するときは、改定の1箇月前までに甲、乙協議して定める。

(検査及び引渡し)

第4条 乙は甲の指示により、遅滞なく頭書の場所で物件を引渡さなければならない。なお、物件の搬入・設置に係る費用の一切は乙の負担とする。

2 甲は、物件が搬入されたときから引渡しの日時まで善良な管理者の注意をもって物件を保管する。

- 3 甲は、搬入された物件について検査を行い、瑕疵のないことを確認したとき、借受日を記載した物件借受書を乙に発行するものとし、この借受日をもって乙から甲に引渡されたものとする。

(物件の瑕疵等)

第5条 甲は契約締結後、物件の引渡しが遅延したとき、又は引渡し後に隠れたる瑕疵が発見された場合、甲は直ちに乙にその旨を通知するものとする。

- 2 乙は、前項の通知を受けた場合、直ちに乙の負担において、瑕疵の程度に応じ、当該物件の修理、または当該物件の瑕疵のない新たな物件と交換をするとともに、甲に対し事情を報告しなければならない。当該修理または取替え後の物件にかかる設置及び検査については、第4条の規定を準用する。

- 3 前項の事由による甲の損害について、甲は乙にその損害の賠償を請求できるものとする。
(有償延期及び遅延利息)

第6条 乙の責めに帰すべき事由により、契約開始日に物件を使用開始できる見込みがないときは、乙はその事由を付した書面をもって、甲に契約開始日の延長を申し出なければならない。

- 2 前項の場合において、契約開始日経過後相当の期日内に物件を使用開始できる見込みがあるときは、甲は乙から遅延利息を徴収することを条件として契約開始日を延長することができる。

- 3 甲は、前項の規定により契約開始日を延長することを認めたときは、その旨を乙に通知するとともに、当該契約開始日の延長に関する契約を乙との間に結ぶものとし、乙はこれに応ずるものとする。

- 4 第2項の遅延利息は、遅延期間の日数に応じ未済相当額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率で計算した額(当該額に100円未満の端数があるとき、またはその全額が100円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切捨てる)とする。

- 5 前項の場合において、検査確認に要した日数は、遅延日数に算入しない。

(天災地変、不可抗力等による無償延期等)

第7条 天災地変、戦争その他の不可抗力、運送中の事故、労働争議、法令等の改廃、乙の故意又は重大な過失が認められない事由により物件の引渡しが遅延し、または不能になったときは、乙は甲に対し、すみやかにその事由を詳記して、契約開始日の延長又は契約の一部変更若しくは解除の申出をすることができる。この場合において、甲はその事由を相当と認めたときは、遅延利息または第16条に定める違約金を徴収することなく、これを了承するものとする。また、物件の選択または決定に際し、甲に錯誤があった場合においても同様とする。

(リース料の支払)

第8条 乙は、毎月リース料を計算し、甲に請求するものとする。

- 2 甲は、審査のうえ請求書を受領したときは、月末締め翌月末日に、乙の指定する銀行口座にリース料を振込、支払うものとする。

(物件の使用・保存等)

第9条 甲は、法令等を遵守し、善良な管理者の注意をもって、業務のために通常の用法に従って物件を使用する。

- 2 甲は、物件が常時正常な使用状態及び十分に機能する状態を保つよう保守、点検及び整

備を行うものとし、物件が損傷したときは、その原因のいかんを問わず修繕し修理するか、物件と同等な状態もしくは性質の同種物件と取替えをし、その一切の費用を負担する。
この場合、乙は何らの責任も負わないものとする。

- 3 甲は、物件の設置、保管及び使用にあたり、甲の責めに帰すべき事由により第三者または甲及び甲の使用人に損害を与えたときは、その原因のいかんを問わず、甲の責任と負担で解決するものとする。

(禁止行為)

第10条 甲は、契約期間中に物件を第三者に譲渡したり、担保に差入れる等乙の所有権を侵害する行為をしてはならない。

- 2 甲は、乙の事前の書面による承諾を得ない限り、次の行為をしてはならない。

- 一 物件を他の不動産または動産に付着させること。
- 二 物件の改造、加工、模様替え等によりその原状を変更すること。
- 三 物件を第三者に転貸すること及び物件の占有を移転し、または本契約書記載の保管場所から物件を移動すること。
- 四 この契約に基づく甲の権利または地位を第三者に譲渡すること。

- 3 第三者が物件について権利を主張し、保全処分または強制執行等により乙の所有権を侵害するおそれがあるときは、甲は、この契約書等を提示し、物件が乙の所有物であることを主張かつ証明して、その侵害防止に努めるとともに、直ちにその事情を乙に通知するものとする。

(滅失・損傷等)

第11条 物件の引渡しから満了までに、盗難、火災、風水害、地震その他甲乙いずれの責任にもよらない事由により生じた物件の滅失、毀損その他一切の危険はすべて甲の負担とし、物件が修復不能となったときは、甲は、乙に対し書面でその旨を通知するとともに、その原因のいかんを問わず、甲は直ちに第12条の規定損害金を一括して乙に支払うものとする。

- 2 前項の支払が完了したとき、本契約を終了する。

(規定損害金)

第12条 前条の規定損害金は、リース料の総額から甲の既支払い済みリース料を除いた額とする。

(物件の保険)

第13条 乙は、リース期間中、乙の費用で物件に動産総合保険を付保しなければならない。

- 2 物件にかかる保険事故が発生したときは、甲は直ちにその旨を乙に通知するとともに、保険金受取りに必要な一切の書類を遅滞なく乙に提出するものとする。
- 3 前項の保険事故に基づいて乙に保険金が支払われたときは、甲及び乙は次の各号の定めに従う。
 - 一 物件が修理可能の場合には、乙は、甲が第9条第2項の規定に従って物件を修繕し修復するか、取替えをした場合に限り、乙に支払われた保険金額を限度として、費用相当額を甲に支払う。
 - 二 物件が滅失し、または毀損して修復不可能の場合には、甲は、乙に支払われた保険金額を限度として、物件に係る第11条の債務の弁済を免れる。

(契約終了時の措置)

第14条 物件のリース期間が満了し、当該契約に基づく甲の乙に対するすべての債務が履

行されたときは、甲はリース物件を引渡しの状態に復して甲の費用負担で乙に返還するものとする。

- 2 リース物件の返還時に損傷その他により常態と異なる場合には、甲は修理の費用を負担する。ただし、乙が認めた場合および通常の損傷は除くものとする。
- 3 リース期間の満了後も甲が引き続き物品のリースを希望する場合には、甲はリース期間満了の2箇月前までに乙に申し出るものとし、その条件は別途甲乙協議して定めるものとする。

(権利義務譲渡の禁止)

第15条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、いかなる方法をもってするを問わず、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、甲の書面により承認を得た場合は、この限りではない。

(甲の解除権及び違約金)

第16条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、いつでも契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、乙に損害が生じて甲はその責めを負わないものとする。

- 一 乙が正当な理由なく、本契約を履行しないとき。
- 二 乙が行政庁の処分を受けたとき。
- 三 乙が第15条の規定に違反したとき。
- 四 乙に本契約の履行が困難とみなしうる客観的事由が生じたとき。
- 五 乙又はその代理人若しくは、使用人等に不正の行為があったとき。
- 六 甲への事情説明の期日に乙又はその代理人が出席しなかったとき。
- 七 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアか

らオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

八 その他契約を継続しがたい事由のあるとき。

九 前各号の一に該当する場合を除く他、この契約に違反しその違反によって契約の目的を達成することができないと甲が認めるとき。

十 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

2 甲が前項の規定により契約の全部又は一部を解除したときは、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。また、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りではない。

3 前項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第6条の規定に基づく履行期限の延長があった場合において、甲が第1項の規定により契約を解除したときは、乙は、前項の違約金に当初の履行期限の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申し出があったときは、甲がこれを受理した日）までの期日の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率で計算した額を加えた金額を違約金として 甲に納付しなければならない。

（損害賠償）

第17条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、第16条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。

ただし、第一号又は第二号うち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日付け公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売に当たる場合、その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。また、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲はその超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(乙の解除権)

第18条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 甲が本契約の条項の一つにでも違反したとき。

二 甲の経営が悪化する等し、本契約を履行することが困難と乙が認めるとき。

2 前項の規定により本契約を全部又は一部を解除するとき、甲は物件を甲の負担で乙に返還するとともに残リース料を乙に支払う。なお、後日、乙が当該物件を処分したときは、乙は所要経費を差引いた残額を甲に支払う。

3 第1項の規定による本契約の変更又は解除において、乙に損害が生じたときは、甲は乙に対して損害賠償の責を負う。この場合における賠償額は甲乙協議して定めるものとする。

(機密の保持)

第19条 乙はこの契約により知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(個人情報の保護)

第20条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別記2「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(その他)

第21条 この契約に定めのない事項及び契約の条項に疑義を生じた場合は、必要に応じ甲、乙協議してこれを定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第22条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄する管轄裁判所とする。

上記契約の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

(甲) 住 所 福島市光が丘1番地
氏 名 公立大学法人福島県立医科大学
理事長 鈴木 弘行

(乙) 住 所
氏 名

別記 1

物件内訳

物件名	メーカー	品番	数量
テルフュージョン輸液ポンプ28型	テルモ株式会社	TE-281A (アンチフリーフロー機能付)	34台
テルフュージョンシリンジポンプ SS型3	テルモ株式会社	TE-SS835N	14台
テルフュージョンシリンジポンプ SS型3TCI	テルモ株式会社	TE-SS835T	5台
テルフュージョン小型シリンジ ポンプ	テルモ株式会社	TE-362PCA (PCA機能付)	2台

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受け

なければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。